

平成22年3月11日

原料原産地表示に関する意見交換会開催に係る意見

日本生活協同組合連合会
組織推進本部本部
山内明子

題：

原料原産地に関わる事業者の自主的な情報提供は有用だと考えますが、JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の対象品目拡大には慎重であるべきと考えます。

内容：

1. 事業者による自主的な情報提供は有用だと考えます。

原料原産地表示は、消費者の選択の幅を広げ、事業者への信頼を構築できる有益なものだと考えます。

生協でも、義務付け対象でない加工食品においても原料原産地を把握できるものは、ホームページや宅配カタログ・店頭等での表示やお問合せ回答を通じて情報提供し、品目の拡大に努力してきています。

しかし、正確な情報提供には、①一定の品質維持のため原料原産地を切り替える品目で、変更のたびに表示を修正するのは実際に相当困難、②商品上へのラベル表示にはスペースの制約がある、などの課題があります。

こういった中で可能な限り情報提供に努力することは、消費者と事業者の良好な信頼関係構築のためにも望ましいと考えます。

なお、原料原産地表示が偽装につながらないように担保を取る方法の検討やガイドラインの策定も重要と考えます。

2. JAS法の対象範囲は限定し、原料原産地の表示義務付けは品質との関連が明確な場合に限るべきと考えます。

JAS法は食料品等が一定の品質や特別な方法で生産されていることを保証する「JAS規格制度（任意）」と、品質に関する表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっています。すでに、全ての生鮮食品・生鮮に近い加工食品について表示が行われています。

品質表示基準は、消費者が品質の差を識別し選択するためのものです。よって、産地表示と品質の関係を検証することが必要になります。しかし、複雑な方法で製造する加工食品では、原産地の違いによる品質の差の証明は容易ではありません。従って、法の目的に照らせば、対象品目の拡大には慎重であるべきと考えま

す。

3. 原料原産地の表示では食品の安全を確保することにはならないと考えます。

義務的表示の拡大が食品の安全性確保を高めることにつながると考える人が多いことは理解していますが、加工食品の品質と安全性は、品質管理と製造・加工技術等によって維持されるもので、原産地によっては決まりません。したがって、原料原産地の表示では食品の安全は担保できないと考えます。品質と安全性確保には、フードチェーン全体での取り組みの強化や、事業者間・事業者と行政の連携強化がより重要だと考えます。

以上